

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成31年1月31日(2019.1.31)

【公表番号】特表2018-507006(P2018-507006A)

【公表日】平成30年3月15日(2018.3.15)

【年通号数】公開・登録公報2018-010

【出願番号】特願2017-532734(P2017-532734)

【国際特許分類】

A 6 1 F 13/04 (2006.01)

A 6 1 F 5/04 (2006.01)

A 6 1 F 5/01 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 13/04 Z

A 6 1 F 5/04

A 6 1 F 5/01 N

【手続補正書】

【提出日】平成30年12月14日(2018.12.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

形状成形可能な装置であって、

前記装置を所望の形状に形成することができるよう、前記装置が成形可能な第1の状態と、

前記装置が前記所望の形状を有し、前記第1の状態よりも実質的に、より成形しにくい第2の状態と、

チャンバを画定し、かつ、ガス不透過性材料で形成された包被と、

前記チャンバを周囲と流体連通するように配置されたポートと、

前記チャンバ内に配置された纖維状材料と、を備え、前記纖維状材料は、前記装置が前記第1の状態にあるときよりも前記第2の状態にあるときの方が、実質的に、より成形しにくい、装置。

【請求項2】

前記纖維状材料は、

少なくとも前記装置が前記第1の状態にあるときに、前記纖維状材料内で互いに對して移動可能な部分を有する纖維と、

少なくとも前記装置が前記第1の状態にあるときに、前記纖維状材料内で互いに對して移動可能な複数の纖維と、のうちの少なくとも一方を含む、請求項1に記載の装置。

【請求項3】

前記チャンバ内の前記纖維状材料に隣接して配置された支持シートを更に備える、請求項1又は2に記載の装置。

【請求項4】

前記支持シートは、主表面を有するロック用シートを含み、前記ロック用シートの少なくとも一部分は、中実領域及び開口領域を含むようにパターン化され、前記中実領域は、前記主表面内で互いに對して移動可能である、請求項3に記載の装置。

【請求項5】

前記中実領域は、第1の位置から、塑性変形なしに印加された力が除去された後に維持され得る第2の位置まで、前記主表面内で互いに対して移動可能である、請求項4に記載の装置。

【請求項6】

前記装置は、前記第1の状態のときに第1の有効引張弾性率(E_{UL})と、前記第2の状態のときに第2の有効引張弾性率(E_L)とを有し、前記第2の弾性率と前記第1の弾性率との比(E_L / E_{UL})は少なくとも2である、請求項1～5のいずれか一項に記載の装置。

【請求項7】

前記装置は、前記第1の状態のときに第1の有効曲げ弾性率(B_{UL})と、前記第2の状態のときに第2の有効曲げ弾性率(B_L)とを有し、前記第2の弾性率と前記第1の弾性率との比(B_L / B_{UL})は少なくとも2である、請求項1～6のいずれか一項に記載の装置。

【請求項8】

前記装置はシート状である、請求項1～7のいずれか一項に記載の装置。